

陳 情 文 書 表

6 陳情第 42 号

「日爰か父」(仮称) についての検討を求め

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)






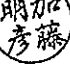

令和 年 9 月 13 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市前原田			
	氏 名	吉池義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>			
	連 絡 先	() - ()			

発言を申し出ます。

発言者	住 所				
	氏 名				
	連 絡 先	() - ()			

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 9 月 13 日		15:57		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議員 宮下 誠様

令和6年9月13日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 「暖か処」(仮称) についての検討を求める陳情書

昨日、令和6年9月12日の厚生文教委員会において、当方提出の6陳情第35号「涼み処事業の時間帯や施設指定において市民の生存権を守るという視点で取り組むことを求める陳情書」審議の折には、委員の皆様方から多数のご発言を賜り、感謝申し上げます。

その中で、要望事項の取り組みにおいては多少の濃淡があるようですが、全体としては先に進めて頂けるような感じに安堵しております。

ところで「夏、激暑なれば、冬、厳寒なり」が、近ごろの変動気候の特徴です。

つきましては、冬日に暖かいところに避難できる公共的なものとして「暖か処」(仮称)のご検討をお願いできないものかと思案しております。

暖房でも冷房でも使えば電気量がかかり、その料金にご苦労なされる方は、常に一定数おられます。

「涼み処」においては、ある程度、住民の生存権をも意識して、これらが設置されている側面もあり、同様に冬における「暖か処」(仮称)についても、本当に助かる方がいらっしゃるはずであるとして、議会でのご議論を進めて頂ければ幸いと存じます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 43 号

ふさと納税返礼品から「特定外来生物被害防止
基本方針」に収録のある生物種の排除を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 9 月 17 日
(西暦)

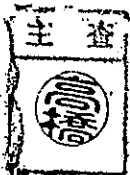
陳情代表者	住 所	小金井市貫井南所 [REDACTED]				
	氏 名	松井 豊 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 6 年 9 月 17 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年9月17日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 ふるさと納税返礼品から「特定外来生物被害防止基本方針」

に収録のある生物種の排除を求める陳情書

現在、子供たちに人気のヘラクレスオオカブトムシですが、これは環境省・農林水産省が出している「特定外来生物被害防止基本方針」において「注意を要すべし」として「生態系被害防止外来種リスト」に掲載があり、以下のような内容で予防的な管理が求められています。

ヘラクレスオオカブトムシなどカブトムシ亜科（規制要望）

特定外来生物あるいは未判定外来生物への指定を求める。流通量は多くないが、野外に定着した場合は、資源をめぐり、競合する在来種を排除する、寄生虫や伝染病を媒介するなどの影響が考えられる。現時点では生態系への定着事例は無いが、予防的に厳重な管理を義務づけるべきである。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/fin03/miat04.pdf> から抜粋

しかしながら、これをふるさと納税の返礼品として扱っている自治体が小金井市を含め実に16ヶ所もあり、中央省庁とこれら自治体の間における外来生物への考え方についての乖離は目を覆うばかりです。

通常、地方自治体が中央の指示、通達等を見ないのは、よほどのことであり、そのような中、かくも堂々と、かつ、多数の自治体が、かような陥穽にはまりこんでいるのは、ふるさと納税がもたらす損得勘定によって、首長をはじめとして役所方面の方々に、何か執り憑いているせいではないかと憂慮するしだいです。

本市の場合、ふるさと納税を担当する部局（企画政策課）に見解を聞いてみますと「まだ違法とまでの断は下っていない。だから環境省、農林水産省による特定外来生物被害防止基本方針に対して積極的に従うつもりは無い。」とのことでした。

案の定というところでしょうが、これが心得違いであることは明白です。

つきましては、命を扱うことのモラルについて模範を示すのが行政の立場であり、また、中央省庁の方針を遵守するのも地方自治体の役割であることから、環境省、農林水産省による「特定外来生物被害防止基本方針」のリストに記載のある生物に関して、これらをふるさと納税の返礼品として扱うなどして、外来種のいらぬ拡散に手を貸し、生態系に対するリスクをいたずらに増大させることのないよう表題の実施を求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 44号

「主催」に関する規定を教けることとする

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6年 10月 1日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐久間 昌之 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連絡先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6年 10月 1日		16-13	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長



令和6年10月1日
小金井市緑町
佐久間昌己

件名 「主催」に関する規定を設けることを求める陳情書

以下の URL は、とある団体における「主催・共催・協賛・後援に関する規定」です。

[主催・共催・協賛・後援に関する規程.pdf \(kendama.or.jp\)](#)

<https://kendama.or.jp/wp-content/uploads/2022/03/%E4%B8%BB%E5%82%AC%E3%83%BB%E5%85%B1%E5%82%AC%E3%83%BB%E5%8D%94%E8%B3%9B%E3%83%BB%E5%BE%8C%E6%8F%B4%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B.pdf>

*著作権への配慮により、URL 記述での引用を行っています。

ところで、小金井市にも、これに似たものはないかと、担当部局に問い合わせたところ「小金井市後援等名義使用承認事務取扱要綱」と「小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱」というものがあるようです。

○小金井市後援等名義使用承認事務取扱要綱	平成13年4月1日制定
小金井市後援等名義使用承認事務取扱要綱	
(目的)	
第1条 この要綱は、市民生活の向上に貢献すると認められる行事や事業、催物など(以下「行事等」という。)に、小金井市(以下「市」という。)又は小金井市長(以下「市長」という。)の名義を使用(以下「名義使用」という。)する区分を後援、共催、協賛及び推薦(以下「後援等」という。)の4種類とし、その承認基準等について必要な事項を定め、事務の適正な執行を図ることを目的とする。	
(用語の定義)	
第2条 この要綱中の用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。	
(1) 後援 市が市民などで組織された団体又は機関など(以下「団体等」という。)が企画した行事等の運営に賛同し、円滑な実施ができるよう、市民への周知などに便宜を図り、協力することをいう。	
(2) 共催 市が他の主催者と共同し、同等の立場で行事等を企画し、経費や事務の一部を直接又は間接的に分担して、円滑な実施を図る共同主催のことをいう。	
(3) 協賛 市が行事等の運営に賛同し、助力することで、後援に準ずるものをいう。	
(4) 推薦 市がその運営に賛同し、映画や演劇、図書などで優良な内容を有するものを市民に薦めることをいう。	

内容を見ますと「後援」「共催」「協賛」「推薦」まではありますが、どういうわけか「主催」についての規定はありません。

無いことについて部局に聞いたところ「主催」といえば、国語的にも常識的にも、わかりきっていることなので、あえて規定を作るまでのことはしなかったのではとの回答を頂きました。

確かに「後援」「共催」「協賛」「推薦」などは、関わりあい方に微妙な差があり、何かしらの定義を設けるべきであると思われませんが、「主催」と言われた場合には、まさか、それが示す素直な意味に疑義を挟むような人間が現れるなどとは思いませんから、前述の団体の規定から引用すると以下のようなものになり、これが普通の解釈であることは誰しもが認めるところでしょう。

(1) 「主催」とは、本協会が事業の主体となり、本協会の責任においてその催しを開催することをいう。すなわち本協会が催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する。

しかしながら、先般の厚生文教委員会において、「主催だからといって、委託に出したら、全部の責任を取らなくてもよく、例えば、情報公開請求などで、多少の情報が欠落したとしても、市民は我慢すべきだ」という風に聞こえるご発言をなされた方がおられました。

どうやら、この方の言によれば「主催」に「委託」という魔法をかけると「全ての責任」はどこかに消えうせ、「一部の責任」もしくは「無責任」でもよくなってしまおうということらしいです。

陳情者は寡聞にも、そのような魔法の呪文を聞いたことはありませんが、万が一、その方が仰るように、委託で責任をあいまいにできるのなら、市による委託事業そのもののあり方を一から見直さなければなりません。

議会の席では、どんなことを、どう言っても OK なのが議員さんです。

それは言論の自由の観点から、そうなっているのですが、しかしながら盤石と思っていたものに対して、その言論の自由という権能を思いっきり解き放し、新風を吹き込んでこられる議員さんが、この令和の時代に現れるにいたって、「主催」という意味に対してすら、普通の市民の一般的な常識ではもはや太刀打ちできなくなっているという現実に戦慄させられる思いでした。

つきましては、今後、社会の常識と、かの議員さんのように考える方々との間で、認識の差が生じないように、これを期に「主催」についての定義を定め、「小金井市後援等名義使用承認事務取扱要綱」ならびに「小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱」に追加するか、妥当な規定を新設して、今後、かような問題で、不毛な議会運営をせすむよう、そこに書きこんで頂けないものかとお願ひする次第です。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 ⁴⁵号

市民体育祭ゴルフ競技における
応募者募集方法の改善を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 年 10 月 / 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 10 月 1 日 16:15				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年10月1日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 市民体育祭ゴルフ競技における

応募者募集方法の改善を求める陳情書

以下は令和6年8月に行われた市民体育祭ゴルフ競技の市報に掲載されたものです。

ゴルフ大会

8月26日（月）午前7時46分から（受け付けは7時から。雨天実施）小金井カントリー倶楽部（小平市）市内在住・在勤・在学のアマチュアの方および小金井会会員124人（申込順）24,120円（参加費・プレー費等。昼食費別途）

7月1日～15日（必着）に、Eメール（組み合わせ希望1人のみ可）に住所・氏名（ふりがな）・生年月日（西暦）・性別・電話番号・平均スコアを明記し、市ゴルフ協会連絡所・小倉（☎042-383-8531 ☒sunligh_ogu@yahoo.co.jp）へ

これに基づき、参加申込として送られたメールが資料①になります。

大きな黒塗りの部分が申込者の個人情報で何行かにわたって書かれています。

しかしながら、この方は「ふりがな」がないとの理由で申込のやり直しを求められ、結果的に参加できなかった模様です。

これに対して資料②では個人情報らしきものがほとんど書かれていません。

しかしながら申し込みの受付はなされています。

この2つの違いは申込者が小金井市ゴルフ協会会員か否かによるものです。

また、資料③は参加申込の一覧で、この中にはメール送信時刻の無いものが3つほどあり、こちらの全てが小金井市ゴルフ協会会員のものとなっています。

時刻が無いとはメールによる申込がなされていないと推認されるものです。

さらに、以下によれば、小金井会会員（＝小金井市ゴルフ協会会員）のみには電子メールによる開催案内の配信があったもようです。

7.募集期間 : 2024年7月1日(月)～7月15日(月)

※募集定員に達し、受付は終了しております。

開催案内は7月1日配信(小金井会会員の方へ) 市報7月1日号掲載

申込み方法は下記(青文字で表記)のとおりです。

小金井市民体育祭のゴルフ競技は地元ということなのでしょう、名門である小金井カントリー倶楽部において催行されており、参加すること自体が一つのステータスなのではと考えられる中、その選考において、あたかも小金井市ゴルフ協会会員への便宜が図られているかのように見える状況があるのが気になります。

少なくとも市民体育祭と銘打っている限りにおいて、一般の市民の他に、特別な人たちがあってはならず、募集に関する扱いは一律であるべきです。

資料④は去年のものですが、この中で役員11名のうち9名の方がゴルフのプレイをされております。

通常、役員は競技には参加せず、選手のお世話をするもののように思われますが、ゴルフ競技の場合、9名の役員は、手当をもらった上でプレイに参加しています。

ちなみに、これが小金井市ゴルフ協会会員の方であるかは、未調査ですが、ここにもなにか腑に落ちないものがあります。

資料⑤は参加申込のリストの最初の部分です。

時刻を見ると7月1日0:00からメール送信が始まり、早朝の時間帯に頻繁な申込みがあったことがわかります。

そのせいか、その日の15:00には規定の人数に達し、夕暮れを待たずに申込は終了になっています。

例年、すぐに埋まってしまうのが通例らしいのですが、市報での告知が7月15日までとあるのはどのような意図なのでしょう。

募集期間が7月1日～7月15日なら、この間、しっかりと受け付けて、抽選なりで決めるのが公平なやり方というものです。

そもそも参加希望の方を真夜中の列に並ばせるかのようにするメールでの先着順募集は、応募者に年齢のいった方が多い中で、いらぬストレスを与える原因でもあり、配慮があつてしかるべきことです。

つきましては、市民体育祭ゴルフ競技における参加者募集方法については、できるだけ公平な募集を心がけ、また、先着順は止めて抽選で行うよう、これを求めます。

資料①

YAHOO!メール
JAPAN

印刷 - ウィンドウを閉じる

From [Redacted]
To [Redacted]
受信日時 2024/07/01 月曜日 08:43

Re: 小金井ゴルフ大会

[Redacted] 様

参加申し込みを頂きましたが、氏名の「ふりがな」が不明となっており受付できません。
「ふりがな」を記載の上で再度申し込み願います。

小金井市ゴルフ協会 [Redacted]

> ----- Original Message ----->

> From [Redacted]
> To: [Redacted]
> Date: 2024/07/01 月 04:00
> Subject: 小金井ゴルフ大会

> ゴルフ協会連絡所

> [Redacted] 様

> 市報を見ましてご連絡させていただきます
> 小金井ゴルフ大会参加したくご連絡いたします。

> [Redacted]

> よろしくお願ひします

>
>
>
> iPhoneから送信



資料②

YAHOO!メール
JAPAN

印刷 - ウィンドウを閉じる

From: [Redacted]
To: [Redacted]
受信日時 2024/07/01 月曜日 15:21

Re: Re: 小金井市民体育祭ゴルフ大会開催のご案内④

[Redacted] 様

[Redacted] さんと合わせお二人分の参加申し込みを受付しました。(受付番号: 97、98)
組合せ表等の詳細は別途8月1日頃に郵送を予定しております。

小金井会 [Redacted]

----- Original Message -----

From: [Redacted]
To: [Redacted]
Date: 2024/07/01 月 11:18
Subject: Re: 小金井市民体育祭ゴルフ大会開催のご案内④

[Redacted] 様
CC: [Redacted] 様
いつもお世話になっております。
会員の [Redacted] でございます。
8月26日開催の小金井カントリー倶楽部における大会に参加希望です。
できましたら会員の [Redacted] 様と同組をお願いします。
お手数ですがよろしくお願いいたします。



資料③

105		1	1		95	105	7月1日	12.55							58	1				小倉井司
106		1		1	103	106	7月1日	13.09	氏と同級希望						58			1		小倉井司
107		1	1		92	107	7月1日	13.09	氏と同級希望						60		1			小倉井司
108		1	1		106	108	7月1日	13.17	氏と同級希望						58	1				小倉井司
109		1	1		98	109	7月1日	13.42							71			1		小倉井司
110		1	1		82	110	7月1日	13.51							60		1			小倉井司
111		1	1		100	111	7月1日	14.08							76			1		小倉井司
112		1	1		100	112	7月1日	13.56	氏と同級希望						44	1				小倉井司
113		1	1		100	113	7月1日	13.56	氏と同級希望						57	1				小倉井司
114		1	1		23	114	7月1日	14.09							61		1			小倉井司
115		1	1		100	115	7月1日	14.49	氏と同級希望						68		1			小倉井司
116		1	1		100	116	7月1日	14.49	氏と同級希望						67		1			小倉井司
117		1	1		90	117	7月1日	15.27							61		1			小倉井司
118	1			1	21.2	118	7月1日	7.49							68		1			四分奇司
119	1			1	16.9	119	7月1日	9.26							65				1	小倉井司
120		1	1		100	120	7月1日	11.05	氏と同級希望						82		1			小倉井司
121		1	1		22.0	121	7月1日	11.05	氏と同級希望						72			1		小倉井司
122		1		1	33.6	122	7月1日								66				1	小倉井司
123		1		1	11.7	123	7月1日								76				1	小倉井司
124		1		1	24.0	124	7月1日								82			1		小倉井司
125		1			15.0		7月1日	21.28	キャンセル待ち 1						87					小倉井司
126		1			95		7月1日	21.29	キャンセル待ち 2						52					小倉井司
127		1			95		7月1日	23.19	キャンセル待ち 3						66					小倉井司
128		1			100		7月2日	6.43	キャンセル待ち 4						56					小倉井司
129		1			97		7月2日	10.14	キャンセル待ち 5						59					小倉井司
130		1			105		7月2日	10.14	キャンセル待ち 6						60					小倉井司
131		1			95.0		7月2日	10.15	キャンセル待ち 7						67					小倉井司
132		1			105		7月2日	10.20	キャンセル待ち 8						60					小倉井司
133		1			90		7月2日	12.24	キャンセル待ち 9						53					小倉井司
134		1			23.2		7月2日	13.09	キャンセル待ち 10						73					小倉井司
135		1			115		7月2日	16.16	キャンセル待ち 11						54					小倉井司
136		1			121		7月2日	16.45	キャンセル待ち 12						41					小倉井司
137		1			98		7月2日	19.11	キャンセル待ち 13						66					小倉井司
138		1			95		7月2日	19.14	キャンセル待ち 14						59					小倉井司
139		1			90		7月2日	20.08	キャンセル待ち 15						61					小倉井司
140		1			95		7月2日	22.42	キャンセル待ち 16						55					小倉井司
141		1			87		7月3日	5.10	キャンセル待ち 17						66					小倉井司
142		1			85		7月3日	8.10	キャンセル待ち 18						56					小倉井司
143		1			100		7月3日	20.21	キャンセル待ち 19						76					小倉井司
144		1			18.3		7月4日	11.25	キャンセル待ち 20						64					小倉井司
145		1			95		7月4日	18.31	キャンセル待ち 21						53					小倉井司
146		1			16.5		7月5日	9.21	キャンセル待ち 22						73					小倉井司
		42	104	107	17										43	37	27	17		
		146		124											124					

資料④

受託事業報告書

(各協会・連盟用→体育協会事務局)

2023年 9月 25日

公益財団法人 小金井市体育協会

会長 辻 孝士郎 殿

小金井市 ゴルフ

協会 連盟

会長 野崎 忠信

記入者名

1 事業名 第75回小金井市民体育祭ゴルフ大会

2 実施日 2023年 8月 28日(月) 07時 ~ 17時

3 会場 市総合体育館 (□大体育室 □小体育室) ・ □上水公園グラウンド (その他(小金井カントリー倶楽部))

4 参加人員 参加者人数 123人 役員人数 11人(内9人は参加者に含む) 合計人数 125人

5 収支明細

品目	金額	支出明細	日付	摘要	金額	合計	備考
受託料交付金	¥333,000	① 役員手当	8/28		¥333,000	¥333,000	別紙明細のとおり
参加費 (内訳)	¥369,000 (¥3,000/人)	交通費					
自団体支出	¥448,891	② 食糧費	8/19	水分チャージ タブレット	¥2,386	¥31,021	熱中症予防対策 水分CT2粒/人 スポーツ飲料2本/人
			8/21	スポーツ飲料	¥28,638		
			7/31	郵送料金	¥10,998		
		④ 通信費	8/30	郵送料金	¥740	¥16,694	
			8/30	郵送料金	¥4,956		
		⑤ 会議費	7/29	会場使用料	¥420	¥3,000	
				お茶代	¥1,080		
			8/25	会場使用料	¥420		
				お茶代	¥1,080		
			4/3	お品代	¥3,196		小金井CCへの御礼
			6/19	インク・用紙代	¥18,458		
		⑥ 消耗品費	7/3	封筒代	¥1,715	¥33,193	
			8/19	水分チャージ 小分け用紙代	¥440		
			8/25	インク代	¥1,861		
			8/29	片筒・クリ アホルダー	¥1,940		
			8/29	インク代	¥5,583		
		⑦ 印刷製本費					
		⑧ 貨品代	8/21	貨品代		¥154,000	
		⑨ 保険代					
		⑩ その他 (会場使用料含む)	8/28	キャディ フイラー グループ型 紙巻(喫茶 代)	¥11,550	¥177,980	小金井CC3バッグ追加料 5組分 ケーキセット123名分 及び成績表締め会議時の 飲み物代
体育協会へ 返還金			8/28		¥166,430		
合計	¥448,891	合計				¥448,891	円

実施要項、テキスト類、大会プログラム(別紙)
 ポスター類、実施風景の写真等
 大会成績、アンケート結果(集約したもの)及び役員から意見・反省点・次年度に向けての整案事項等
 領収書

資料⑤

NO	氏名	会員	性別		HDCP	受付 番号	受付日	受付時間	希望事項等	生年月日	当日の 満年齢
			男	女							
1		1		1	105	1	7月1日	0:00	氏と同組希望		57
2		1	1		110	2	7月1日	0:01			54
3		1	1		100	3	7月1日	0:01	氏と同組希望		58
4		1	1		108	4	7月1日	0:01	氏との同組希望		51
5		1	1		103	5	7月1日	0:01	氏との同組希望		56
6		1	1		90	6	7月1日	0:02			49
7		1	1		100	7	7月1日	0:04			65
8		1		1	17.1	8	7月1日	10:24			73
9		1	1		100	9	7月1日	0:05	氏と同組希望		59
10		1	1		105	10	7月1日	0:05	氏と同組希望		58
11		1		1	16.3	11	7月1日	0:05			75
12		1	1		105	12	7月1日	0:18	氏と同組希望		64
13		1		1	95	13	7月1日	0:18	氏と同組		65
14		1	1		96	14	7月1日	0:19	氏との同組希望		76
15		1		1	98	15	7月1日	0:19	氏との同組希望		59
16		1	1		90	16	7月1日	4:15			57
17		1	1		96	17	7月1日	0:35			59
18		1	1		100	18	7月1日	0:36			45
19		1		1	0.0	19	7月1日	0:39			68
20		1		1	12.8	20	7月1日	0:58			67
21		1	1		94	21	7月1日	1:00			56
22		1		1	15.5	22	7月1日	2:24			73
23		1		1	13.6	23	7月1日	4:52			70
24		1	1		105	24	7月1日	5:10			67
25		1		1	19.7	25	7月1日	5:20			72
26		1	1		95	26	7月1日	5:26	氏と同組希望		68
27		1	1		95	27	7月1日	5:26	氏と同組希望		75
28		1	1		95	28	7月1日	5:49	氏と同組希望		64
29		1	1		82	29	7月1日	5:49	氏と同組希望		68
30		1		1	26.0	30	7月1日	5:53	氏と同組希望		61
31		1		1	12.3	31	7月1日	5:53	氏と同組希望		62
32		1		1	21.1	32	7月1日	5:53			60
33		1		1	15.8	33	7月1日	5:54			65
34		1	1		96	34	7月1日	5:58			63
35		1		1	12.8	35	7月1日	6:01			72

陳 情 文 書 表

6 陳情第 46 号

市の顧問弁護士の人数、報酬に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 10 月 4 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 ● 印 ほか 人 ✓ (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 10 月 4 日		9.25		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
屋成	屋成	薄根	山浦	西村	明加藤	亭



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年10月4日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

市の顧問弁護士の人数、報酬に関する陳情書

市の顧問弁護士制度がどのように運用されているかに関して、以下の事項を陳情申し上げます。

- ①多摩26市における顧問弁護士について、定数及び現員数、連続在職年数、報酬額、契約の態様、法務関係の職員体制、を明らかにしてください。
- ②人口・面積類似市である昭島市、国分寺市、東久留米市に比べて高額な報酬水準になっていないか調査し、高額な場合は削減して適正水準となるよう所要の措置を講じてください。

以上


陳 情 文 書 表

6 陳情第 47号

東小金井駅北口の駐輪環境(通勤通学/お買い物等)の向上を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 6 年 10 月 4 日
(西暦 2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾  印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 6 年 10 月 4 日			9-25	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年10月4日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

東小金井駅北口の駐輪環境(通勤通学／お買い物等)の向上を求める陳情書

東小金井駅北口の駐輪環境に関しては、様々な課題がありますが、現状、抜本的な解決策が構築されていない状況です。

東小金井駅北口土地区画整理事業の完成も見えつつある中、具体的には以下につき陳情いたします。

- ①東小金井駅北口の駐輪環境の向上を図るべく、自転車利用通勤通学者の意向調査を実施し、課題を抽出してください。
- ②とりわけ、梶野町1、2丁目の方々、及び3、4丁目東部の方々が遠回りしないで駐輪できるよう具体策を講じてください。
- ③買い物や飲食、イベントなどの駐輪需要にも適切に対応できるよう具体策を講じてください。
- ④恒久的安定的に確保できるよう、中央線沿線自治体に例があるように、駅前交通広場や駅付近公園の「地下空間」の活用も視野に入れた検討を実施してください。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 48号

.....
 小金井市商工会補助金交付要綱に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 10 月 4 日
 (西暦 2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 10 月 4 日		9:45	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 査


小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年10月4日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

小金井市商工会補助金交付要綱に関する陳情書

小金井市商工業の振興に関して基幹的な役割を担っている小金井市商工会の活動拠点となる商工会館の建設、改修、修繕等への市補助金については、小金井市商工会補助金交付要綱上は明文のメニューが記載されていません。

一方、現在の商工会館の建設に当たっては、市から一定の補助金が交付されています。

その商工会館も一定の経年劣化が進み、今後は種々の改修、修繕も必須のものになると考えられます。

商工会館には市の基幹的集会施設である市民会館(萌え木ホール)も設置されています。

よって具体的には以下を陳情申し上げます。

- ①商工会館の建設、改修、修繕等への市補助金について、要綱の在り方や負担割合など、どのような対応が望ましいか、研究・検討を行政と議会において進めてください。
- ②当該研究・検討は、商工振興をより一層進める方向で実施してください。

(参考)京田辺市商工会館新築等補助金交付要綱／菊池市商工会館改修事業費補助金交付要綱

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 49号

市立保育園2園廃園に関して供託した10万4500円について求償権を發動することを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 10 月 4 日
(西暦 2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 ● 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

主 査

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 10 月 4 日		9:45	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年10月4日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

市立保育園 2 園廃園に関して供託した 10 万 4500 円 について求償権を発動することを求める陳情書

今年 2 月 22 日、東京地裁は、西岡真一郎前市長による小金井市立保育園 2 園の廃園を内容とする条例の専決処分は違法、条例は無効、との判決を下しました。白井市長は控訴を見送り、判決が確定しました。

判決は、子どもを入園させられなかった保護者に対して、市が 10 万円の損害賠償を支払うよう命じました。

市は、10 万円に遅延利息 4500 円を加えた 10 万 4500 円を供託しました(白井市長が判決が確定したのに無効な条例の運用を続行しているため、保護者が受け取りを拒否)。

本件について以下陳情申し上げます。

市立保育園 2 園廃園に関して、被害者への損害賠償金(遅延利息含む)として供託した 10 万 4500 円に関しては、公費で負担する筋合いはなく、違法な専決処分を強行し、無効な保育園条例を制定した西岡真一郎前市長に対して求償権を発動させるべく、監査請求や決議など必要な措置を講じてください。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第50号

駅前広場、公園、広場、新庁舎外構などへの冷却ミスト(クールスポット)の設置を
求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)





令和 6 年 10 月 4 日
(西暦 2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 ・ 6 年 10 月 4 日 9:25				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年10月4日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

駅前広場、公園、広場、新庁舎外構などへの冷却ミスト (クールスポット)の設置を求める陳情書

毎年のように夏の暑さが過酷となり、今年も史上もっとも暑い夏となりました。

隣接市である国分寺市では、駅前交通広場や公園に冷却ミストを設置し、多くの市民に喜ばれています。また、冷却ミストの設置は全国に数多(あまた)の事例があります。深刻化する熱中症対策としても有効とされています。

具体的には以下のことを陳情いたします。段階的にでも設置を進めていただければ幸いです。

駅前広場、公園、広場、新庁舎外構、校庭、グラウンドなどに冷却ミストを設置してください。

以上